

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柳井市長 井原 健太郎

市町村名 (市町村コード)	柳井市 (352128)
地域名 (地域内農業集落名)	柳東・旧大畠町地区 (白潟東、白潟南、白潟西、白潟西上、三本松、東宮本、西宮本、野地、水口、片野、殿畑、東本谷、中筋、西本谷、東浜、西浜、瀬戸、串、西畑、大久保北、大久保南、梅寿、本町、上原東、上原西、天王、東村、蛭子町、西本町、御旅、宮の下、西里、杉の木・原善)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (計2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

一部で基盤整備が進んだものの、農地の大半が未整備であり、土地利用型農業で規模拡大し経営が成り立つような条件ではない。柑橘栽培も高齢化により離農が進み、樹園地の経営移譲は行われないことが多い。地域内には土地利用型農業の認定農業者が1名あり、地域平均よりも大規模に営農してきたが、近年、経営面積は縮小傾向ということもあり、10年後も担い手となり得る農業者が現時点で確保できていない。地域内に花き栽培(コショウラン)を営む法人(本拠地は別地区)の栽培関連施設が1か所存在する。これ以外に、近年、認定新規就農の実績はない。今後、地域農業を守っていくためには、新規就農者を幅広く受け入れる取組みが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在耕作中の農地の荒廃を防止することを第一目標に、自給的農家ができるだけ営農を継続できるよう、中山間直支や多面的機能支払制度等の活用を推進し、集落で共同して農地を守るしくみを再構築する。また、温暖な気候を利用し、比較的小規模でも経営が成り立つような施設園芸や柑橘栽培の新規就農促進を目指す。特に柑橘等の樹園地については、既存の農業経営者がリタイアするタイミングに合わせ、新規就農を希望する者へ園地と施設等一式を居抜きで継承できるよう日頃から関係機関と情報を共有しておく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	164 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	95 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大の意向がある農業者、又は新規就農者の要望に応じて集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し借りが成立する見込みのある場合には、農地中間管理機構活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自給的農家をできるだけ守りつつ、施設園芸等の新規就農者の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢の農業者が多いため、防除や施肥作業においてドローンによる作業委託を検討する。また、畦畔草刈でも作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--